

愛知県暴力団排除条例の一部改正



私たちの街に
暴力団はいりません!!

公布：令和6年3月26日
施行：令和6年6月1日

改正内容

① 名義利用等の禁止



貸してはダメ・借りてもダメ

③ 暴力団事務所の開設 ・運営禁止区域の追加



住居系・商業系
工業系の一部

青少年の生活圏に暴力団事務所はいりません

② 祭礼等における措置



暴力団等を行事に関与させない

④ 規制対象事業者の追加

(客引き・スカウト等)



歓楽街に暴力団員はいりません



愛知県警察

詳しくは裏面をチェック!!

改正 1

- ・暴力団員が他人の名義を利用することを**禁止**（名義利用）
- ・暴力団員に自己又は他人の名義を貸すことを**禁止**（名義貸し）

暴力団員である事実を隠蔽する目的で名義利用・名義貸しをした場合は、**勧告・公表**の対象となります。

改正 2

行事の主催者や運営に携わる者に対し、行事に暴力団等を関与させないなどの措置を講ずることを**努力義務化**

祭礼、花火大会、格闘技イベント等の行事（※1）の主催者やその運営に携わる者は、暴力団排除条項の整備や誓約書（※2）を活用するなど、暴力団の排除に必要な措置を講ずることが求められます。

（※1）公共の場所に不特定又は多数の者が一時的に集合する行事をいいます。

（※2）「暴力団等ではないこと」などを宣誓させる書類です。

改正 3

暴力団事務所の開設及び運営を禁止する地域を**追加**

【これまでの禁止区域】

学校、図書館等の保護対象施設から、周囲200メートル以内のエリア

※開設・運営した場合
1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

【追加される禁止区域】

※開設・運営した場合 中止命令
中止命令違反した場合 1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

○住居系用途地域

住宅、学校、幼稚園等の青少年の日常生活に密着した施設が多く所在するエリア

○商業系用途地域

映画館、飲食店、百貨店等の青少年が出入する施設が多く所在するエリア

○工業系用途地域（工業専用地域を除く）

サービス施設等の青少年が出入する施設が所在するエリア



改正 4

暴力団排除特別区域における**客引き・スカウト等**を規制対象事業者に**追加**

【追加した規制対象事業者】

以下の行為を行う事業者を追加

- 風俗営業及び飲食店営業等に関する
 - ・客引き
 - ・客となるよう声掛けやビラ等の配布
 - ・従業員のスカウト
- 対価を伴う被写体のスカウト
- ※特定接客業者を特定事業者に名称変更

【禁止行為】 ※黒字は事業者 赤字は暴力団員

用心棒の役務を受けることの禁止
用心棒の役務を提供することの禁止

利益供与の禁止
利益供与を受けることの禁止

紛争等の仲裁を申し込む行為の禁止
紛争等の仲裁を請け負う行為の禁止

1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

勧告・公表

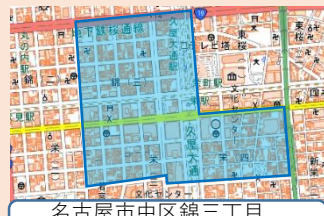
暴力団排除特別区域



豊橋市松葉町一～二丁目、広小路一丁目



名古屋市中村区椿町



名古屋市中区錦三丁目、
栄三丁目1～15番、栄四丁目

お問い合わせ

愛知県警察本部

(052-951-1611)

(公財) 愛知県暴力追放運動推進センター

(052-883-3110)

